

長与町農業委員会議事録

令和 8 年 7 月 27 日

長与町農業委員会

令和8年7月27日農業委員会総会

1. 日時 令和8年7月27日（月） 9時30分から12時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 柿本 透	4番 濱口 益子
	5番 池田 八千代	6番 山口 多美子	8番 辻 裕一
	10番 山崎 真由美	11番 吉川 直行	12番 栗山 将和

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 本川 義一	2番 森田 昭裕	3番 坂口 吉晴
4番 山口 正則	5番 野中 和義	6番 中村 栄治
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 農業委員会委員 欠席（2名） 7番 原田 正利 9番 田中 美佐子

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	2番 崎山 光子	3番 柿本 透
第2	第1号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主査	池原 和人

事務局	皆さんおはようございます。 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は、長与町農業委員会 事務局長の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、はじめに長与町農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。最適化推進委員の皆さまにおかれましては、お名前を呼ばれましたら随時、会長の前へお進みください。辞令を受け取られましたら、自席までお戻りください。 (会長から委員へ辞令を交付)
事務局	続きまして、荒木副町長よりご挨拶をいただきます。 (副町長挨拶)
事務局	ありがとうございました。ここで荒木副町長におかれましては、公務の都合により退出とさせていただきます。続いて、次第の(2)会長挨拶です。水谷会長、よろしくお願いいたします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、令和8年7月の総会を開催するにあたり、長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。 本日は、委員12人中10人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。本日の欠席者は、7番 原田 正利委員、9番 田中 美佐子 委員の2名です。 続きまして、本日は初回でございますので委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。簡単で結構でございますのでよろしくお願いします (各委員自己紹介)
事務局	ありがとうございました。これより議事を進めてまいります。その前に、委員の皆さまにお願いいたします。農業委員会の総会は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により、議事録を作成し、これをインターネット等により公表しなければならない事となっております。従いまして、発言をされる際は、公開されることを念頭に、議案の審議内容に沿った、ご発言をいただきますようお願いいたします。また、ご意見や質問などを行う際は、挙手をしていただき、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。
議長	それでは、令和8年7月の農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに日程第1の農

業委員会総会規則第 18 条の規定によりまして、議事録署名委員を 2 人指名いたします。

2 番 崎山 光子 委員、3 番 柿本 透 委員を指名いたします。

日程第 2 本日は、第 1 号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が 5 件。報告事項は、農地転用専決処分が 1 件、及び行事報告を予定しております。

まず初めに、第 1 号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第 1 号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について説明いたします。1 件目です。整理番号 29

農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、所在 岡郷 (地番)、地目 畑、面積 261 m² 以下 2 筆。

2 筆合計 4,709 m²です。権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和 8 年 10 月 10 日から令和 18 年 10 月 9 日までの 10 年間です。平成 28 年から借り入れており、今回 1 回目の更新となります。

土地の所在を説明します。2 ページをご覧ください。図面の上側に (施設名) がございます。(施設名) の南側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。
尾崎 勝文 推進委員

推進委員

8 番

7 月 15 日 11 時頃より、水谷会長、崎山職務代理、山口委員、事務局 2 名と私の 6 名で現地確認を行いました。野菜や果樹の栽培を行うとのことですが、現地を見ると、農地の北側では桃やミカンが栽培されていましたが、南側は放任されたような状態でしたので、もう少し、ちゃんと管理してもらわないと駄目じゃないかなと思いました。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。6 番 山口 多美子 農業委員

6 番

尾崎委員の説明のとおり 7 月 15 日に現地確認を行いました。現地は、北側の農地 2 枚は桃とミカンが植えてあったんですけど、南側の半分以上は保全管理の状態でした。

今後は、遊休農地にならないように何か耕作をして欲しいと思いました。以上です。

議長	説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。この件に関しては、推進委員、農業委員とも同等に質疑を交わしていただいて結構です。11 番 吉川 直行 委員。
11 番	(地番) の農地で、今回貸借されない斜線の部分では、何も耕作されていないんですか。
事務局	斜線部分は、鶏舎があります。
6 番	あと、畑総の水利があります。
議長	ありがとうございます。他にありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がない事に決定いたします。続いて 2 件目の説明をお願いします。
事務局	続きまして 2 件目です。第 1 号議案の 3 ページをお開きください。整理番号 30 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町本川内郷 (地番) 農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町吉無田郷 (地番) 権利対象の土地は、所在 本川内郷 (地番)、地目 畑、面積 1,850 m ² 以下 2 筆。 2 筆合計 2,234 m ² です。権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。 期間は令和 8 年 10 月 10 日から令和 13 年 10 月 9 日までの 5 年間です。平成 30 年から借り入れており、今回 1 回目の更新となります。 年間の借賃は〇〇円で、10a あたりは〇〇円となります。 土地の所在を説明します。4 ページをご覧ください。図面の右下側に (施設名) がござい

ます。(施設名)の北西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っています。担当農業委員さん説明をお願いします。
3番 柿本 透 農業委員

3番 7月15日に水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。(賃借人)につきましては地域でも頑張っておられまして、肥培管理もしっかりできています。今回の農地は、今までもずっと耕作をされていたので支障ないものと思われます。以上です。

議長 続いて担当農業委員の5番 池田 八千代 農業委員

5番 柿本委員の説明のとおり、7月15日に現地確認を行いました。借主の(賃借人)は、28歳で、広く農業経営を頑張っていられしています。園地は、防除や除草の作業とか、借主の栽培管理がちゃんとされていて、問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて3件目から5件目は一括議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして3件目ですが、4件目と5件目も関連しますので、まとめて説明します。3件目です第1号議案の5ページをお開きください。資料につきましては、No.3をご覧ください。青年等就農計画認定申請書です。令和6年からの研修を経て、新規の就農となります。整理番号 31

農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、所在 本川内郷 (地番)、地目 畑、面積 1,208 m²です。

権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。期間は令和8年10月10日から令和13年10月9日までの5年間です。新規の契約となります。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面の左側に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。

続きまして4件目です。第1号議案の7ページをお開きください。整理番号32

農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、所在 本川内郷 (地番)、地目 畑、面積 1,596 m²以下4筆。4筆合計 5,329 m²です。権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は令和8年10月10日から令和18年10月9日までの10年間です。新規の契約となります。土地の所在を説明します。8ページをご覧ください。図面の左側に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。

続きまして5件目です。第1号議案の9ページをお開きください。

この案件は、(団体名)が「果樹トレーニングファーム」として利用するために借りていた農地について、研修が終了したことにより研修を受けていた新規就農者に利用権の移転を行うものです。トレーニングファームについては、資料No.4をご覧ください。トレーニングファームとは新規で農業に取り組もうとする、主に農業未経験者を対象にして、実際に就農した際に利用する農地で、栽培から収穫・出荷までの一連の作業を学ぶ事ができる「農業研修施設」で(団体名)が運営しています。整理番号33

権利の移転を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 1221 番地

権利を移転する者の氏名及び住所は、

(団体名) 長崎市 (地番)

権利対象の土地は、所在 本川内郷 (地番)、地目 畑、面積 3,713 m² 以下5筆。5筆合計 11,035 m²です。

権利の種類は(地番)、(地番)の2筆が賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。年間の借賃は〇〇円で10aあたりは〇〇円となります。(地番)、(地番)、(地番)の3筆は、使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。期間は、(地番)、(地番)の2筆が令和8年2月10日から令和18年2月9日までの10年間で、(地番)、(地番)、(地番)の3筆が令和8年4月10日から令和18年4月9日までの10年間です。

土地の所在を説明します。10ページをご覧ください。図面の左側に(施設名)がございます。(施設名)の東側と西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上

です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っています。担当農業委員さん説明をお願いします。

3 番 柿本 透 農業委員

3 番

7 月 15 日に水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局 2 名と私の 6 名で現地確認を行いました。整理番号 31 の農地につきましては、ちょっと不便な場所にありますが、モノレールで今までは、(使用貸人) が管理をしていました。昨年から (使用借人) に管理をお願いして、収穫も昨年は 2 t 近く収穫できたという事です。一部荒れている所もありますが、(使用貸人) から (使用借人) に話をしているという事でした。

次に整理番号 32 ですが、(使用貸人) さんから (使用借人) に貸付をするという事ですけれども、これにつきましては、荒れている所もありますが (使用貸人) が重機を使って整備をしたうえで、(使用借人) が植栽をしていくという事でした。

次に整理番号 33 ですが、トレーニングファームとして利用していた所ですけども、(地番) と (地番) に関しては管理もちょうんとされておりました。(地番)、(地番)、(地番) につきましては、今年度ミカンの木を植栽しいて支障がないと思っています。ただし、(地番) につきましては少し荒れた所があったので、今後は、(使用借人) の手を借りながら整備したいということです。今後の地域の農業を担う方ですので、できるだけ頑張ってもらいたいという事の話をしております。以上です。

議長

同じく担当農業委員の 5 番 池田 八千代 農業委員

5 番

整理番号 31 の農地についてですが、(使用貸人) と (使用借人) は家も隣同士にあり、柿本委員からも説明がありましたとおり、農地をできるだけ、ミカン園として持続させていくために、引き継いでいてもらいたいという (使用貸人) の思いがありまして、昨年から (使用借人) が管理をしています。ちょっと農地に行くまでの農道が荒れてはいますが、柿本委員の報告どおり栽培管理をしていかれると思います。

次に整理番号 32 ですが、(使用貸人) が重機を操作できますので、まずは整地をしていき耕作地として整備をした後にミカンの木を改植して行き、(使用借人) に繋げていくという事になります。筆数が多いのですが、(地番) につきましては、以前は、ミカンを植えていましたが現在は保全管理になっています。先ほど説明したとおり重機で整地をした後に改植をする予定です。(地番) はミカンの木を改植してあり、(地番) は、以前はレモンを植えていましたが、こちらも重機で整地をした後に改植をする予定です。(地番) も以前からミカンの木を植えていました。今後も管理していく予定です。

次に整理番号 33 ですが、〇〇さんのトレーニングファームによる研修が終了したため、(団

体名)から〇〇さんに権利を移転するという事になります。柿本委員の説明のとおり(地番)の2筆は、しっかり管理をされていました。(地番)は、現在小菊が栽培されていて、今後は果樹に改植をしていくという事でした。小菊は現在、直売所や花卉市場に出荷をしているという事でしたが、今後ミカン園を整備して管理していく事になったら、やっぱり小菊からミカンに経営を転換していくという事になると思います、その下の下段部分にはミカンが改植されていました。その次の(地番)と(地番)はどちらも改植中で、筆数が多くて、心配もありますが、農業を引き継いでいくという意思が強そうなので、頑張って行ってもらいたいと思います。以上です。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。本川 推進委員

議長

推進委員

1 番

まずちょっと全体的な質問が一つあります、使用貸借権と賃借権の内容の違いと、どういう場合にこういう権利の設定の仕方をするのかっていうのがまず1点ですね、あと期間設定の中で、5年と10年がありますが、この期間設定というのは当人同士で自由に設定できるものかどうかですね。それと、賃借権の場合には借賃が表示してありますよね。この借賃が最初の説明の中で地域によって上がらないようにとかいう話があったのですが、この借賃の設定方法はどのようにされているのか。その3点ちょっと分かる範囲でお願いします。

事務局

この権利の種類とか期間ですね、あと借賃がいくらかというのは、あくまでも個人の契約であって、中間管理を介しているのですけれども、その中で決めていただいている事になります。期間については、基本10年としているのですが、そんな長くできるのか保証もないという所で5年の期間設定で契約しているようです。

推進委員

1 番

(団体名)とも使用貸借で契約するという事があるんですか。

議長

トレーニングファームをやるということで、基本的に(団体名)が農地を借りて、それを新規就農者に研修する期間中貸すという形をとっているわけです。この時に(団体名)が国の補助金など利用して新規就農者の指導をしていくという事ですね。研修期間中はですね。初年度は、完全に(団体名)が指導します。2年目は一緒に、自立できるまでやりますよ、3年目は完全に自立をしてくださいと。これが(団体名)のやるトレーニングファームです。その手前にまた2年間ぐらい、新規就農者の支援制度がありますね。計5年ぐらい、色々な補助金を上手く使うとできるという事があるんですね。ここで、何でこんなに複雑かという親子関係の農地だからですね。親子ですれば良いじゃないかということでしたけども、

（団体名）がそういう補助金を出したりするために、どうしても（団体名）が管理をしているとして、それを新規就農者の研修に利用するという期間をとるために、こういう複雑な形をとっています。ただこれが親子の土地でなければもっと理解し易いのですが、基本的に（団体名）がそういう方法をとるという事で、今回の形になっています。いいですか。はい、山口 多美子委員

6 番 （団体名）がトレーニングファームをするために土地を借りたっていう事は分かるんですけど、その期間は、どのように設けてあったのですか。

事務局 以前説明したときは、3年計画って話をしたと思いますが、1年目にいろいろ研修をして、2年目から実際に畑で栽培から経営までやってみよう、3年目に一人立ちしようという事でやっていきますと説明していました。実際、11月開始で、ものすごい短期間で2年目の研修が終了した状態なんですけども、要は最初に〇〇さんの所で研修をして、技術を習得されたと判断して、今回新規就農者として〇〇さんに権利移転したという事です。

推進委員 議案の欄外に書いているコメント部分ですよ、〇〇さんや〇〇さんと（団体名）との契約関係というのが説明されていますけれど、逆にこれがあるばかりに、複雑に思えてしまうのですが、逆にコメントなしの方がすっきりすると思うのですが。どうでしょうか。

事務局 そうですね。ただ、全体で見たら〇〇さんや〇〇さんと中間管理との契約を含めて、貸借の関係が成り立っている状態になります。

6 番 例えば整理番号 32 では、「権利を設定する者」と「権利の設定を受ける者」と書いていますけど、整理番号 33 では、「権利を移転する者」と「権利の移転を受ける者」と書いてあって今までにないですよ。今回も〇〇さんが〇〇さんに農地を貸したという事なら理解できるんですけど、権利を移転するってあるから判りにくいのではないかと思います。

事務局 整理番号 33 の場合、貸し手の〇〇さんと中間管理機構の間で、契約期間、賃借料などを決めて契約を結んでいて、同じ契約内容で中間管理機構と借り手の（団体名）との間で契約を結んでいました。今回同じ契約内容で（団体名）から〇〇さんに契約者が変わったという事になります。本来なら契約を解除して新たに契約を結び直すという事になると思いますが、〇〇さんと中間管理機構との間の契約内容には変更がないため、わざわざ〇〇さんが契約を結び直す必要がなく、（団体名）の権利を〇〇さんに移転するだけで済むため、このような事

	務手続きを行っていると思われます。
推進委員 1 番	今回 5 件の案件があつて、議案書の右側に「新規」とか「切替」と四角枠の中に書いていますが、何が違うのでしょうか。
事務局	新規は、初めて契約をする場合で、切替は、農地中間管理の推進に関する法律や旧農業経営基盤強化促進法、農地法などに基づいていて契約していたものを別の法律に基づいて、契約をやり直した場合です。更新は、同じ法律に基づいて契約を更新する場合となります。
議長	他にご意見・質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。 これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは報告いたします。農地転用専決処分の報告です。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出です。報告事項の 1 ページをお開きください。資料につきましては No. 5 をご覧ください。1 ページが街区案内図、2 ページは仮換地指定図、3 ページと 4 ページが現況写真です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。売買による所有権移転です。 譲受人の氏名、住所は、(氏名) 長崎市葉山 1 丁目 (地番) 譲渡人の氏名、住所は、(氏名) 長与町 (地番) 届出の筆は 1 筆で、登記地目は畑です。高田郷 (地番)、地目 畑、面積 298 m ² 。 高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり (街区名)、面積 202 m ² です。 申請日 令和 8 年 7 月 6 日 専決処分の日 令和 8 年 7 月 8 日 以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第 8 条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和8年7月27日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二以上です。

議長

ただ今事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

議長

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局お願いします。

事務局

(令和8年7月行事報告)

議長

最後に8月の日程について事務局からお願いします。

事務局

8月の日程ですが、総会を26日(水)の13時30分からでいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。